

世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクター せたっちデザイン使用マニュアル



世田谷区
平成 27 年 10 月

世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクターせたっちは

1) 世田谷区におけるユニバーサルデザインの普及啓発

2) 世田谷区及びせたっちの PR

を目的としたキャラクターです。目的に沿ってご利用ください。

※申請する前に必ずお読み下さい

この手引きは、せたっちイラストを利用する皆さまが円滑に申請作業を行えるように作成した資料です。使用取扱要綱、使用取扱要領、様式及び様式の記入例もご確認のうえ、ご利用ください。

はじめに

重要：せたっちのイラストの利用には、必ず使用許諾申請を行ってください。

せたっちは、平成 20 年 10 月に決定した世田谷区ユニバーサルデザイン普及キャラクターです。このマニュアルは、せたっちのキャラクターデザインの使用基準を定めたものです。基準を守って、ご使用いただきますようお願いいたします。

せたっちについて

- ・ 名前は せたっち
- ・ オスのサル
- ・ 身長 90 c m 程度

ユニバーサルデザインという言葉の「サル」の発音にかけて、おさるさんのキャラクターとして誕生しました。平成 20 年 10 月 11 日が誕生日（区民ワークショップでの提案から生まれました。）

ユニバーサルデザインの普及啓発を一生懸命しています。

せたっちの家族や仲間もいます。そのイラストも使用できます。

届出と申請の流れ

せたち等のデザイン使用者

都市デザイン課

使用開始予定日の2~3週間前をお願いします

届出書の提出 正副2部
(第1号様式)

受領・審査

届出書副本の受取
使用許諾書の受取

届出書副本の返却
使用許諾通知 (第2号様式)
※不許諾の場合もあります

使用開始

許諾されたデザインについて変更を希望する場合

変更承認申請書の提出 正副2部
(第4号様式)

受領・審査

変更承認申請書副本の受取
変更承認書の受取

変更承認申請書副本の返却
変更承認通知 (第5号様式)
※不承認の場合もあります

使用許諾の期間の満了後

報告書
(第7号様式)

確認



使用にあたって

- ・ せたっちのデザインの著作権は、イラストレーターの梶原ジアデ香織氏に帰属します。世田谷区ではその使用許諾を著作者より得ています。
- ・ せたっちのデザインを使用する場合は、必ず事前に申請を行い、世田谷区の許諾をうけてください。
- ・ 本デザイン等使用マニュアルに記載のデザインを使用することが可能です。(5ページ参照)
- ・ 新デザインを制作したい場合は、世田谷区にご相談ください。
- ・ 立体物や映像の作成などを行う場合は、そのデザインにつき、世田谷区の監修を必ず受けてください。
- ・ キャラクターの表記は「世田谷 区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクターせたっち」「世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクターせたっちとその仲間たち」という表記を基本とします。
- ・ その他、使用にあたっては「世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクターせたっちデザイン使用取扱要綱」及び「世田谷区ユニバーサルデザイン普及啓発キャラクターせたっちデザイン使用取扱要領」に従ってください。

データの引渡し

- ・ データは、以下の方法でお渡しすることが可能です。
 - ①CD 貸出 (JPEG 形式)
 - ②メール送信 (JPEG 形式 圧縮版)
- ・ 使用許諾がおりた段階で、デザイン一覧から使用する番号を担当までお伝えください。

使用禁止例

- たて・よこ比率が極端に変わるなど、変形しているもの。 →例1
- デザインの大部分が別の図形などで隠れているもの。 →例2
- 特定のイメージ付けを行うもの。 →例3

(他の地域のPRを目的とした利用はしないでください。)

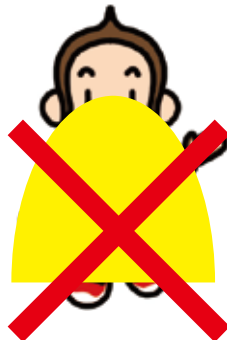
(OK例:りんご、バット、ラケット、ボール等 特定できないもの / NG例:商品名・商品画像・企業名・企業ロゴの入ったもの)

- 決められた表現方法でないもの。

(色については原則自由とし、単色、シルエット内でのグラデーション、シルエット内の幾何学模様等の塗りわけを認めます。※上記を満たしていても、せたちのイメージを著しく損なうと判断した場合には修正をお願いすることがあります。特定の商品や団体を著しく強調するような表現等)



例1



例2

特定の商品情報を持たせること



例3

その他の注意事項

以下の事項については、使用取扱要綱および使用取扱要領でご確認ください

- 様式
- データ管理
- 権利関係

デザイン一覧

使用可能なデザインの一覧です。



NO.1



NO.2



NO.3



NO.4



NO.5



NO.6



NO.9



NO.10



NO.11



NO.12



NO.13



NO.14



NO.17



NO.18



NO.19



NO.20



NO.21



NO.22



NO.25



NO.26



NO.27



NO.28



NO.29



NO.30



NO.33



NO.34



NO.35



NO.36



NO.37



NO.38



NO.41



NO.42



NO.43



NO.44



NO.45



NO.46





NO.49



NO.50



NO.51



NO.52



NO.53



NO.54



NO.55



NO.56



NO.57



NO.58



NO.59



NO.60



NO.61



NO.62



NO.63



NO.64



NO.65



NO.66



NO.67



NO.68



NO.69



NO.70



NO.71



NO.72



NO.73



NO.74



NO.75



NO.76



NO.77



NO.78



NO.79



NO.80



NO.81



NO.82



NO.83



NO.84



NO.85



NO.86



NO.87



NO.88



NO.89



NO.90

世田谷区都市整備部都市デザイン課

TEL 03-6432-7152

FAX 03-6432-7996

E-MAIL SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp